

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 八年 六月 二十四日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
光山医院山口	山口市矢原町七番一八号	令和 八年 八月 一日
公益財団法人山口県予防保健協会 本館	山口市吉敷下東三丁目一番一号	〃
志熊眼科	柳井市中央三丁目一三番一〇号	〃
医療法人木村医院	玖珂郡和木町和木三丁目一番一二号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 二十四日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アルファ デンタルクリニック	山口市泉町一番四一号	令和 八年 八月 一日
寺岡歯科診療所	山口市小郡本町二丁目一番五四号	〃
田万川歯科医院	萩市大字下田万一〇三六	〃
いけだ歯科クリニック	山口市小郡長谷二丁目一番一号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]